

別表第1
用途地域(黒田原地区)

基準		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの 後退距離	広告物相互間の 距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
広告物の種類														
野立広告板		地上から上端まで6m以下	1面につき20㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				後退距離はない。ただし道路へ突き出さないこと。			前面道路につき1基		3年		
敷地内広告板		地上から上端まで12m以下	1面につき20㎡以内かつ表裏各1面以内				後退距離はない。ただし道路へ突き出す場合は出幅にあっては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあっては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。			敷地につき2基又は前面道路につき1基		3年		
屋上広告板		3m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6m以下	1面につき60㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと						1建築物につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。		3年		
壁面広告物		広告物にあっては3階窓下以下かつ9m以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等における広告物にあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき20㎡以内。ワンポイントマークにあっては3㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみださないこととはできない。						1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 ワンポイントマークにあっては1壁面につき1基		3年		
野立広告塔		地上から上端まで9m以下	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内		1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は、3.5m以内		後退距離はない。ただし道路へ突き出さないこと。			前面道路につき1基		3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで12m以下	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内		1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は、3.5m以内		後退距離はない。ただし道路へ突き出さないこと。			敷地につき1基		3年		
屋上広告塔		3m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6m以下	1面につき60㎡以内かつ合計240㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は10m以内かつ最大投影幅は、14m以内					建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。		3年		
壁面突出広告物		1 地上から上端まで12m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道にあっては4.5m以上、歩道にあっては2.5m以上	1面につき10㎡以内かつ合計20㎡以内			建築物壁面から1.5m以内かつ敷地境界から1m以内。				有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦1列又は2列に表示し、又は設置する場合にあっては基数の制限はない。		3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。				前面道路につき2基		3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと						敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと						敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
はり紙			1面につき1㎡以内									1月以内		
はり札			1面につき0.2㎡以内									1月以内		
立看板			1㎡以内									1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。

広告幕	懸垂幕				長さ 15m 幅 1.4m							3年		
	横断幕	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあっては5m以上			1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場またはこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあっては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。							3年		
	その他の広告幕	3階窓下以下かつ9m以下	1基につき20㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					1壁面につき同一意匠のものは1基			6箇月		
電柱、街灯等を利用する広告物	巻付広告	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	1m以内									3年		
	袖看板	地上から下端まで歩道上にあっては2.5m以上、歩道以外の場所にあっては4.5m以上			縦1.2m以下かつ横0.5m以下							3年		
車両に表示される広告物				1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	性や暴力を意圖させるもの又は射撃心をあおる等、青少年の健全育成の観点から好ましくないものは表示しないこと。
アドバルーン					気球の直径にあっては3m以下、添架装置の網にあっては長さ15m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さは45m以下							1月以内		
アーチ		地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあっては5m以上		1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場またはこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあっては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。								1月以内		
サインポール		地上から下端まで4.5m以上			縦、横それぞれ2m以下							3年		
アーケード添架広告物		地上から下端まで2.5m以上			1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。							3年		

別表第2
 国道4号、JR東北線沿線の両側500m区間(禁止地域、用途地域を除く)

基準		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの 後退距離	広告物相互間の 距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
広告物の種類														
野立広告板		地上から上端まで6m以下	1面につき20㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上。ただし、案内誘導を目的とし、高さかみ以下、1面につき0.5m以内の広告物及び、高さ3m以下、1面につき0.5m以内で共架する広告物の後退距離はない。	30m以上				3年		
敷地内広告板		地上から上端まで9m以下	1面につき20㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上				敷地につき2基又は前面道路につき1基	3年		
屋上広告板		3m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6m以下	1面につき60㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと							1建築物壁面につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。	3年		
壁面広告物		広告物にあつては3階窓下以下かつ9m以下。フンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては1基につき20㎡以内。フンポイントマークにあつては3㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すこととはできない。							1 広告物にあつては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 フンポイントマークにあつては1壁面につき1基	3年		
野立広告塔		地上から上端まで9m以下	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内		1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は、3.5m以内		1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上				3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで9m以下	1面につき20㎡以内かつ合計80㎡以内		1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は、3.5m以内		1m以上				敷地につき1基	3年		
屋上広告塔		3m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6m以下	1面につき60㎡以内かつ合計240㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は10m以内かつ最大投影幅は、14m以内						建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	3年		
壁面突出広告物		地上から上端まで9m以下かつ軒高以下	1面につき10㎡以内かつ合計20㎡以内		建築物壁面から1.5m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。						有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦1列に表示し、又は設置する場合にあつては基数の制限はない。	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。					前面道路につき2基	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと							敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	3箇月		
	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと							敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	3箇月		
はり紙			1面につき1㎡以内									1月以内		
はり札			1面につき0.2㎡以内									1月以内		
立看板			1㎡以内									1月以内	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。))に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。	

広告幕	懸垂幕				長さ 15m 幅 1.4m						3年			
	横断幕	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあっては5m以上		1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場またはこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあっては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。								3年		
	その他の広告幕	3階窓下以下かつ9m以下	1基につき20㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。				1壁面につき同一意匠のものは1基				6箇月		
電柱、街灯等を利用する広告物	巻付広告	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	1m以内									3年		
	袖看板	地上から下端まで歩道上にあっては2.5m以上、歩道以外の場所にあっては4.5m以上			縦1.2m以下かつ横0.5m以下							3年		
車両に表示される広告物				1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること	性や暴力を意圖させるもの又は射撃心をあおる等、青少年の健全育成の観点から好ましくないものは表示しないこと。
アドバルーン					気球の直径にあっては3m以下、添架装置の網にあっては長さ15m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さは45m以下							1月以内		
アーチ				1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場またはこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあっては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。									1月以内	
サインポール					縦、横それぞれ2m以下							3年		
アーケード添架広告物					1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。							3年		

別表第3
 その他の地区(別表1～別表2、別表4～別表17以外の地区)

基準		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
広告物の種類														
野立広告板		地上から上端まで3m以下	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1面につき表裏各1面以内				1m以上。ただし、案内誘導を目的とし、高さ2m以下、1面につき0.5㎡以内の広告物及び、高さ3m以下、1面につき0.5㎡以内で共架する広告物の後退距離はない。	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲においてワンポイントマークを表示することができる。		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内								敷地につき2基又は前面道路につき1基	3年		
屋上広告板		1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと							1建築物につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。	3年		
壁面広告物		広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき3㎡以内。ワンポイントマークにあっては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。							1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 ワンポイントマークにあっては1壁面につき1基	3年		
野立広告塔		地上から上端まで3m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内			30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲においてワンポイントマークを表示することができる。		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで3m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内			1m以上			敷地につき1基	3年		
屋上広告塔		1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内						建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	3年		
壁面突出広告物		地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計3㎡以内		建築物壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。						有効壁面につき1基	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。					敷地につき2基	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと							敷地につき2基	3箇月		
	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと							敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	3箇月		
はり紙			1面につき1㎡以内									1月以内		
はり札			1面につき0.2㎡以内									1月以内		
立看板			1㎡以内									1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)(に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。

広告幕	懸垂幕				長さ 15m 幅 1.4m							3年		
	横断幕	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあっては5m以上		1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場またはこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあっては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。									3年	
	その他の広告幕	2階窓下以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。				1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの				6箇月	
電柱、街灯等を利用する広告物	巻付広告	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	1m以内										3年	
	袖看板	地上から下端まで歩道上にあっては2.5m以上、歩道以外の場所にあっては4.5m以上			縦1.2m以下かつ横0.5m以下								3年	
車両に表示される広告物				1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること	性や暴力を意圖させるもの又は射撃心をあおる等、青少年の健全育成の観点から好ましくないものは表示しないこと。
アドバルーン					気球の直径にあっては3m以下、添架装置の網にあっては長さ15m以下かつ幅1.5m以下、地上から気球までの長さは45m以下							1月以内		
アーチ				1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場またはこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあっては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。									1月以内	
サインポール					縦、横それぞれ2m以下							3年		
アーケード添架広告物					1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。							3年		

別表第4

日光国立公園地区

1 那須高原線、中塩原・板室・那須線沿線の両側それぞれ500m区間(ただし、用途地域を除く)及び中塩原・板室・那須線以南の日光国立公園普通地域

基準 広告物の種類	高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの 後退距離	広告物相互間の 距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1面につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板	地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。												
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物	広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。フンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき3㎡以内。フンポイントマークにあっては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のもの 2 フンポイントマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔	地上から上端まで5m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上		地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。												
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は10㎡以内とする
壁面突出広告物	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内		建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。				色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本		3箇月		
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板		1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入れを持つ杭等を含む)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。
広告幕	広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下	広告物にあっては1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される 広告物 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板	地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1面につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に連じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの。その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一回図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年		1面につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合には1面につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。

別表第5

日光国立公園地区

2、1、3及び那須街道周辺地区1を除く地域

基準 広告物の種類		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの 後退距離	広告物相互間の 距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上	30m以上	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで3m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板		(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。											
壁面広告物		1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔		(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	広告物にあつては1基につき3㎡以内。フンポイントマークにあつては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。				色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあつては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 フンポイントマークにあつては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで3m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上		地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔		(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。											
壁面突出広告物		1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は10㎡以内とする
置看板		地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計3㎡以内			建築物壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
立看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板		1m以内							色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破壊しないように設置すること。
広告幕		2階窓下以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される広告物		(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)		1 前後部・左右側面 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一回の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合は1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第6
日光国立公園地区
3 用途地域

基準		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
広告物の種類														
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内、1件につき表裏各1面以内				後退距離はない。ただし道路へ突き出さないこと。		地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内				後退距離はない。ただし道路へ突き出す場合は出幅にあっては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあっては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。		地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。												
屋上広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	3m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	1建築物につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物		広告物にあっては3階窓以下かつ9m以下。ワンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき5㎡以内。ワンポイントマークにあっては3㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 ワンポイントマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで5m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内				後退距離はない。ただし道路へ突き出さないこと。		地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで5m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		後退距離はない。ただし道路へ突き出さないこと。		地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。												
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	3m以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は10㎡以内とする
壁面突出広告物		1 地上から上端まで12m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道にあっては4.5m以上、歩道にあっては2.5m以上	1面につき5㎡以内かつ合計10㎡以内			建築物壁面から1.5m以内かつ敷地境界から1m以内。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が10㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦列又は2列に表示し、又は設置する場合にはあっては基数の制限はない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板			1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な積入を伴った杭等をきむ。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。
広告幕		3階窓以下かつ9m以下	1基につき5㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される広告物	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3m以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合にはあっては1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第7

那須街道周辺地区

1 那須街道沿線の日光国立公園地区

基準 広告物の種類	高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの 後退距離	広告物相互間 の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板	地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。												
壁面広告物 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみだしさないこと					地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔	地上から上端まで5m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上		地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。												
壁面突出広告物 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみだしさないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は10㎡以内とする
置看板	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内		建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。				色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本		3箇月		
立看板		1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。
広告幕	2階窓下以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される 広告物 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板	地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3m以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年		1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合は1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。

別表第8

那須街道周辺地区

2 那須高原線沿線の日光国立公園地区から500mまでの区間

基準		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系でないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板		1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上層と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物		広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては1基につき3㎡以内。ワンポイントマークにあつては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあつては1壁面につき同一意匠のもの1基 2 ワンポイントマークにあつては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ合計30㎡以内		1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は、2.5m以内		1m以上		地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号を除く)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面突出広告物		地上から上端まで6m以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号を除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基		3箇月		
	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板			1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。	
広告幕		2階窓下以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される広告物	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年	交通の安全の妨げとなおそれのない構造及び位置であること	
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から30m以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100mとする。					青銅製のものは着色しないもの。その他のものはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合にあつては1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

敷地内広告物の合計面積は30㎡以内とする

別表第9

那須街道周辺地区

3 湯本・小島線、那須・西郷線、矢板・那須線の路肩から両側それぞれ50mの区間

広告物の種類	高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板	地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物	広告物にあつては2階窓以下かつ6m以下。フンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては1基につき3㎡以内。フンポイントマークにあつては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあつては1壁面につき同一意匠のもの 2 フンポイントマークにあつては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔	地上から上端まで5m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上		地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は10㎡以内とする
壁面突出広告物	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本		3箇月		
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板		1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根元を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。
広告幕	2階窓以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される広告物 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板	地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は合計3m)以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3m)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合は1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第10

那須街道周辺地区

4 湯本・小島線、那須・西郷線、矢板・那須線の路肩から両側それぞれ50m～500mの区間

基準 広告物の種類		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの 後退距離	広告物相互間の 距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板		1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物		広告物にあっては2階窓以下かつ6m以下。フンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき3㎡以内。フンポイントマークにあっては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 フンポイントマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ合計30㎡以内		1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は、2.5m以内		1m以上		地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面突出広告物		地上から上端まで6m以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基		3箇月		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板			1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な視入を持つ旗等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等により移動又は破損しないように設置すること。
広告幕		2階窓下以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される 広告物	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一回の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合にあっては1件につき0.5m以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

敷地内広告物の合計面積は30㎡以内とする

別表第11

那須山麓地区

1 那須・西郷線、豊原・大島線、那須高原スマートIC線の路肩から両側それぞれ50mの区間

広告物の種類	基準	高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することとはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することとはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物		広告物にあっては2階窓以下かつ6m以下。ワンプointマークにあっては1m以内。ただし、そのらの合計は壁面の4分の1以内とする。	広告物にあっては1基につき3㎡以内。ワンプointマークにあっては1m以内。ただし、そのらの合計は壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみださないこととはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 ワンプointマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで5m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上		地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することとはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することとはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は15㎡以内とする
壁面突出広告物		地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本		3箇月		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上			3箇月	
立看板			1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。
広告幕		2階窓下以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみださないこととはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
電柱、街灯等を利用する広告物	巻付広告物	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			3年		
車両に表示される広告物	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に道しる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合にあっては1件につき0.5m以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第12

那須山麓地区

2 那須・西郷線、豊原・大島線、那須高原スマートIC線の路肩から両側それぞれ50m～500mの区間

基準		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板		1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物		広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。フンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては1基につき3㎡以内。フンポイントマークにあつては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあつては1壁面につき同一意匠のもの1基 2 フンポイントマークにあつては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ合計30㎡以内		1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は、2.5m以内		1m以上		地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は30㎡以内とする
壁面突出広告物		地上から上端まで6m以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基		3箇月		
	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板			1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入れを持つ杭等をもち、)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。
広告幕		2階窓下以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される広告物		(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)		1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の方が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合は1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第13
 旧東山道・旧奥州街道地区
 1 国道294号、大子・那須線沿線の両側それぞれ500m区間でかつ八溝県立自然公園の区域

広告物の種類	高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考	
野立広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内					1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板	地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内					1m以上		敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年			
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。													
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年			
壁面広告物	広告物にあっては2階窓以下かつ6m以下。フンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき3㎡以内。フンポイントマークにあっては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 フンポイントマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年			
野立広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内					1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔	地上から上端まで5m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内			1m以上		敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年			
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。													
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年			敷地内広告物の合計面積は10㎡以内とする
壁面突出広告物	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年			
置看板	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年			
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本		3箇月			
	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月			
立看板		1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根元を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	
広告幕	2階窓以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月			
車両に表示される広告物 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること	
案内誘導看板	地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は合計3m)以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3m)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年		1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合にあっては1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第14
 旧東山道・旧奥州街道地区
 21の区域以外の八溝県立自然公園の区域

広告物の種類	高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内						地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板	地上から上端まで3m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内						地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。												
屋上広告板 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物	広告物にあっては2階窓以下かつ6m以下。フンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき3㎡以内。フンポイントマークにあっては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のものは1基 2 フンポイントマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内						地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔	地上から上端まで3m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	表示又は設置することはできない。												
屋上広告塔 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は10㎡以内とする
壁面突出広告物	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計3㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本		3箇月		
のぼり旗 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板		1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損ないように設置すること。
広告幕	2階窓以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される広告物 (条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板	地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合にあっては1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第15

旧東山道・旧奥州街道地区

3 1, 2以外で国道294号、大子・那須線、黒磯・棚倉線、伊王野・白河線沿線の両側それぞれ50m区間

広告物の種類	基準	高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで5m以下	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物		広告物にあっては2階窓以下かつ8m以下、フンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき3㎡以内、フンポイントマークにあっては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のもの 2 フンポイントマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内				1m以上かつ広告物の高さ以上	30m以上	地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで5m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上		地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は15㎡以内とする
壁面突出広告物		地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2本		3箇月		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板			1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根元を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。
広告幕		2階窓以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される広告物	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は合計3m)以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合にあっては1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第16

旧東山道・旧奥州街道地区

4 1, 2, 3以外で国道294号線、大子・那須線、黒磯・棚倉線、伊王野・白河線沿線の両側それぞれ50m～500m区間

基準		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの後退距離	広告物相互間の距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板		1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上増と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物		広告物にあっては2階窓下以下かつ6m以下。フンポイントマークにあっては高さの制限はない。	広告物にあっては1基につき3㎡以内。フンポイントマークにあっては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のもの1基 2 フンポイントマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内		1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は、1.5m以内		1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ合計30㎡以内		1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は、2.5m以内		1m以上		地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は、4m以内				地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		敷地内広告物の合計面積は30㎡以内とする
壁面突出広告物		地上から上端まで6m以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものを除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基		3箇月		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板			1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入れを持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないように設置すること。
広告幕		2階窓下以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される広告物	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限る)			1 前後部・左右側面 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年	1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合はあっては1件につき0.5m以内で、横1.5m以下とする。	事業遂行上必要であること

別表第17
高速自動車国道沿線

基準 広告物の種類		高さ	表示面積	位置	形状・幅	出幅	道路からの 後退距離	広告物相互間の 距離	色彩等	基数	特殊装置	表示期間	設置方法	備考
野立広告板	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内、1件につき表裏各1面以内				1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告板		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ表裏各1面以内				1m以上		地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき2基又は前面道路につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告板		1m以下	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面広告物		広告物にあっては2階窓以下かつ6m以下。フンポイントマークにあっては1m以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	1面につき3㎡以内かつフンポイントマークにあっては1㎡以内。ただし、それらの合計は1壁面の4分の1以内とする。	開口部への掲出及び建築物からはみださないこととはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1 広告物にあっては1壁面につき同一意匠のもの 2 フンポイントマークにあっては1壁面につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
野立広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内				1m以上かつ広告物の高さ以上。	30m以上	地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする		光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
敷地内広告塔		地上から上端まで6m以下	1面につき10㎡以内かつ合計30㎡以内				1m以上		地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	敷地につき1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号を除く)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
屋上広告塔	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	1m以下	1面につき3㎡以内かつ合計12㎡以内	建築物からはみださないこと					地色、表面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
壁面突出広告物		地上から上端まで6m以下	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内			建築物壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	有効壁面につき1基。	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
置看板		地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ合計6㎡以内			道路へ突き出さないこと。			色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	3年		
のぼり旗	(条例第10条第1項第2号を除く)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地につき2基		3箇月		
	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)	地上から上端まで3m以下	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	道路へ突き出さないこと					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上		3箇月		
立看板			1㎡以内						色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの			1月以内		建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に固定に取り付けることにより風力等により移動又は破損しないように設置すること。
広告幕		2階窓以下かつ6m以下	1基につき3㎡以内、かつ1壁面の面積の4分の1以内。	開口部への掲出及び建築物からはみださないこととはできない。					色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと。発光塗料を使用しないもの	1壁面につき同一意匠のものは1基	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	6箇月		
車両に表示される 広告物	(条例第10条第1項第2号に該当するものに限り)			1 前後部・左右側面部 2 車体及びドア等のガラス部分には表示しないこと								3年		交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること
案内誘導看板		地上から上端まで2m以下。(複数の者が共架する場合は3m以下)	1面につき0.5㎡(複数の者が共架する場合は合計3㎡)以内で、1件につき表裏各1面以内	自己の営業所等の所在地から3km以内で、かつ、道路交差点から5m以上500m以内。ただし、指定道路では営業所等に通じる交差点から5m以上100m以内とする。					青銅製のものは着色しないもの、その他のものはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一回の図柄を表示できる。	一者につき3件以内		3年		1件につき横1m以下、縦0.5m以下。ただし、共架する場合には1件につき0.5㎡以内で、横1.5m以下とする。

敷地内広告物の合計面積は30㎡以内とする